

第6次多賀町総合計画 後期基本計画策定支援業務委託
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、多賀町（以下「甲」という。）が実施する「第6次多賀町総合計画 後期基本計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に関して、受注者（以下「乙」という。）が実施すべき業務内容に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、本町の総合的かつ計画的な行政運営を図る指針となる第6次総合計画の前期基本計画が令和7年度に実施期間の最終年度を迎えることから、同計画の振り返りを行い、新たに後期基本計画（令和8年度から令和12年度まで）の策定を行うものである。計画策定にあたっては、本町の現状と課題を整理するとともに社会経済状況の変化や時代の潮流を踏まえ、総合的・戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとなるよう策定する。また、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づき策定させる今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「人口ビジョン」および今後5ヵ年の実行計画となる「総合戦略」と一体的な策定を行うため、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者による専門的な支援を得ることを目的とする。

(準拠法令等)

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか、次に掲げる関係法令および規則等に準拠し、最新版図書を参考として行うものとする。

- (1) 第6次多賀町総合計画
- (2) 多賀町財務規則
- (3) 多賀町個人情報保護条例
- (4) 多賀町情報セキュリティポリシー
- (5) その他関係法令および通達等

(情報管理および情報保護対策)

第4条 本業務で取扱う情報については、個人情報をはじめ、甲より貸与された如何なる資料および情報を適正に管理しなければならない。

(疑義の協議)

第5条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し定めるものとする。

(業務計画)

第 6 条 乙は、業務着手に先立ち、次に掲げる書類を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 業務実施計画書および工程表
- (4) その他甲の指示により提出を求められた書類

(成果品に対する責任の範囲)

第 7 条 本業務完了後、成果品に不備が発見された場合は、甲の指示により乙の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

(成果品の帰属)

第 8 条 本業務における成果品は全て甲に帰属するものであり、甲の許可なく他に公表貸与および使用してはならない。

(業務委託期限)

第 9 条 本業務委託期限は、契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日までとする。

(業務対象範囲)

第 10 条 本業務は、多賀町全域を対象とする。

(業務内容)

第 11 条 本業務の内容は、以下の各項目とする。

- (1) 前期実施計画の推進状況の把握

各課ヒアリング調査より、前期基本計画の進捗上と指標の達成度を把握するとともに、今後に残された課題等を取りまとめる。

- (2) 住民意識の調査・分析

調査票の設問設計、調査票の印刷、発送・回収（封筒作成、ラベル用紙、郵送費の負担を含む）および集計・分析。標本抽出（18 歳以上の住民から 1,000 人）は町が行う。

- (3) 後期基本計画の作成

(1)や(2)の結果を総合的に勘案し、総合計画後期基本計画を作成する。なお、総合計画はまち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づき策定させる今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「人口ビジョン」および今後 5 カ年の実行計画となる「総合戦略」を内包しており、そのことを踏まえた提案を行うこと。

- (4) 後期実施計画の作成

後期基本計画に準じて検討された具体的な事業計画について、計画の趣旨・期間・部門別計画にとりまとめ、後期実施計画を作成する。

(5) パブリックコメント用資料の作成

これまでの作業を後期基本計画素案としてとりまとめ、パブリックコメントとして町のホームページに掲載し、住民の意見集約を行う。また、回収された意見の整理・回答を作成する。

(6) 第6次多賀町総合計画 ダイジェスト版の作成

第6次多賀町総合計画 ダイジェスト版を作成するものとする。

(7) 打合せ協議 (5 回程度)

(8) 委員会支援 (5 回程度)

(打合せ協議)

第12条 打合せ協議は、着手時、中間報告時(3回)、成果納入時の計5回行うものとする。

ただし、甲または乙が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。

(委員会支援)

第13条 後期基本計画案の内容検討・審議を行う委員会の運営を支援する。

「乙」は、事務局の補佐的な立場で参画し、委員会資料及び議事録の作成を行う。

(成果品)

第14条 本業務の納入成果品は、以下のとおりとする。

(1) 第6次多賀町総合計画 後期基本計画書(A4サイズ簡易製本)製本100部

(2) 第6次多賀町総合計画 ダイジェスト版(A3中折れサイズ3,000部)

(3) 第6次多賀町総合計画 実施計画書(A4サイズ簡易製本)製本100部

(4) 第6次多賀町総合計画 実施計画書(エクセルデータ)1式

(5) (3)・(4)を除く上記電子データ(DVD-R) 1式